

# 健保からのお知らせ

日本ケミコン健康保険組合ホームページ  
<https://www.chemi-con-kenpo.com/>

当健康保険組合のホームページには、健康保険制度の仕組、保健事業や健康情報が満載！  
 申請書もダウンロードできますので、有効にご活用下さい。



## 歩フェスを開催します

**開催時期** 令和4年4月1日～5月31日

**対象者** 当健康保険組合の被保険者

**実施方法** 2ヶ月の歩数をMY HEALTH WEBに記録

ウォーキングによって、肥満・高血圧・糖尿病などの生活習慣病や、がん・うつ病・認知症のリスクが低下すると言われています。定期健康診査前の「歩フェス」に、みなさまの積極的なご参加をお待ちしております。くわしくは掲示ポスターやチラシをご覧ください。

今回の主な特典はコチラ！

- 《参加賞》 個人戦にエントリーした方 → 300 ポイント
- 《目標達成賞》 期間中に総歩数50万歩達成した方 → 1,000 ポイント
- 《個人賞》 期間中の総歩数が上位10名の方 → 500 ポイント
- 《チーム賞》 登録したチームの平均歩数が上位5チームの参加者 → 500 ポイント



## 前回の歩フェス 結果報告

令和3年10月1日～11月30日に実施した「歩フェス」にご参加いただきありがとうございました。今回は389名の方がご参加くださいました。参加された方には参加賞などのポイントを12月24日(金)に付与しましたのでご確認ください。

### 個人賞

1位	大人Tiara	2,466,083歩
2位	ウイングゼロ	2,412,221歩
3位	FGノット	2,381,516歩

### チーム賞

1位	大阪営業所	1,386,891歩
2位	エギング	1,124,022歩
3位	うおーかー	967,653歩

(平均歩数)

### 飛び賞

んだごでなあ、すみっこ、ぴよん  
 ぴよん、シナモン、ニック、extra、  
 ワタユウ、小倉トースト、t、  
 ワンダフル

## 令和4年度 定期健康診査を実施します

令和4年度 定期健康診査を下記の通りご案内いたします。年に一度の健康診査を受診してセルフケアに役立てて頂ければ幸いです。なお、健診会場では手指消毒液の設置、室内換気、消毒拭き上げ等の新型コロナウイルス感染症対策を実施し、安心して受診頂けるよう取り組みを行っております。

実施日	会場コード	健診会場
4/21～4/22	I	ケミコン山形(株)米沢工場
4/26～4/28	J	ケミコン山形(株)長井工場
5/23～5/24	D	日本ケミコン(株)高萩工場
5/23～5/24	C	ケミコン東日本(株)岩手工場
5/30～5/31		※家族健診日5/31
5/25～5/27	F	ケミコン東日本(株)福島工場
6/1～6/2	A	日本ケミコン(株)本社
6/1～6/3	B	ケミコン東日本(株)宮城工場
		※婦人科健診日6/1～6/2
6/3, 6/24	G	ケミコン東日本(株)喜多方工場
6/9	H	日本ケミコン(株)新潟工場
6/10	K	ケミコン長岡(株)
6/23	E	ケミコン精機(株)

実施地区	会場コード	健診会場
仙台地区	L	せんだい総合健診クリニック
宇都宮地区	M	宇都宮記念病院総合健診センター
長野地区	N	相澤健康センター
静岡地区	O	静岡市医師会健診センター
名古屋地区	P	オリエンタル労働衛生協会(名古屋)
大阪地区	Q	みどり健康管理センター
	R	オリエンタル労働衛生協会 大阪支部
福岡地区	S	西日本産業衛生会 福岡健診診療所
北陸地区	T	石川県予防医学協会

※子宮細胞診検査の受診対象年齢は35歳以上(S.62.3.31生以前)になります。34歳以下で子宮細胞診検査をした場合は、自己負担となり、後日請求させていただきますのでご了承ください。

※上記の健診機関は全日本労働福祉協会となります。

新型コロナウイルス  
対策のおねがい

- 健診当日の朝、検温をし、37.5度以上の熱や倦怠感がある場合は受診しないで下さい。
- 健診受診前に手を洗いましょう。  
(うがいは誤って水を飲む可能性があるため実施しないで下さい)
- マスクはできるだけ着用して下さい。  
(ただし検査内容によってははずすことがあります)
- ムダな会話を避けましょう。
- 3密を防ぐため、受診時間は厳守して下さい。



手洗い



マスク



検温

# 令和4年度 事業計画と予算

令和4年2月17日開催の第136回組合会で承認されました。

## 事業計画

### ◆特定健康診査事業と特定保健指導事業

- ・被保険者及び被扶養者を対象に特定健康診査を実施
- ・「行動変容セミナー」を実施
- ・特定保健指導該当者に保健指導を実施
- ・家族健診受診者への特定保健指導を実施

### ◆保健指導宣伝事業

- ・個人向けポータルサイト「MY HEALTH WEB」の活用（歩Fes.やインフルエンザ予防接種に係るインセンティブ付与など）
- ・組合機関誌「健保からのお知らせ」発行（年2回）
- ・出産家庭に育児専門書「月刊赤ちゃんとママ」誌を1年間配布（毎月）
- ・健康者表彰

### ◆疾病予防事業

- ・定期健診、特殊健診、家族健診の実施
- ・専門職による生活習慣病予防指導、健康相談、事業所訪問の実施
- ・電話によるファミリー健康相談窓口、メンタルヘルスカウンセリング相談窓口の設置
- ・禁煙対策補助金（事業所）と禁煙外来治療補助金（被保険者）の実施
- ・海外勤務被保険者に家庭常備薬を配布
- ・感染症予防薬セットの配布
- ・糖尿病重症化予防対策

### ◆体育奨励事業

- ・健保組合主催による健康づくり事業の開催
- ・グループで実施した体育奨励事業に助成
- ・健康強調月間に事業所単位でウォーキングを中心とした事業の実施

## 一般勘定

### ◆予算の概要◆

#### ① 国への納付金は前年度比2億200万円の減

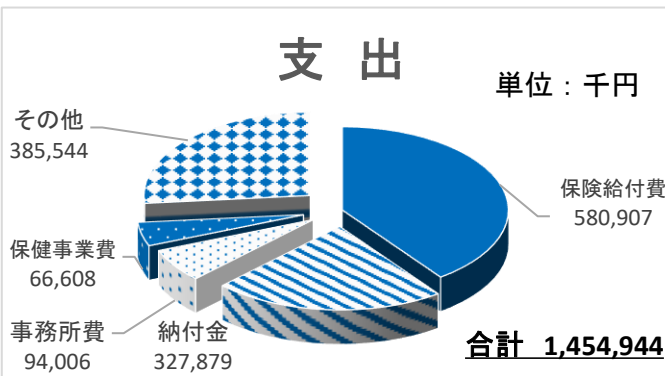
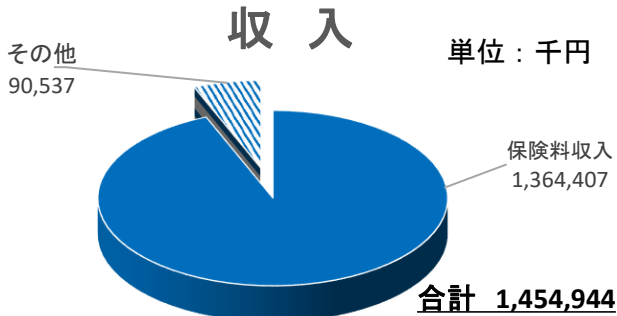
特定健診・特定保健指導実施率は国の基準をクリアしているため、後期高齢者納付金が8年連続の減算対象となっています。また、令和2年度の早期退職に影響による被保険者数や標準報酬総額の大幅減により、令和2年度納付金の精算金が▲2億4,500万円となり、令和4年度の納付金は3億2,780万円となりました。

#### ② 保険給付費は例年並みを想定

令和3年度の医療費は、前年度と比較して、被保険者の医療費が約2,000万円減の見込みとなる一方、被扶養者の医療費は、薬剤と高齢者の医療費増により約1,000万円の増となる見込みです。そのため令和4年度は令和3年度の実績見込み並みの5億8,000万円を計上しました。

#### ③ 昨年度未実施だった保健事業も状況を見て実施

保健事業は新型コロナウイルス感染症の影響で、実施できなかった事業が多くありましたが、健康診断、感染症予防対策、歩フェス、インフルエンザ予防接種に対するインセンティブ付与などの事業は引き続き実施します。予算は、感染拡大が落ち着き各種事業が実施できることを想定し、例年並みの6,600万円としています。



## 介護勘定

### ◆予算の概要◆

#### ① 介護納付金は大幅減の1億3,400万円

国へ治める納付金は、一般勘定と同様に、令和2年度の早期退職の影響による精算金が▲4,320万円となり、前年度比1,800万円減の1億3,400万円となりました。

#### \*前期高齢者納付金のしくみ

- 保険者間で高齢者が偏在する（65～74歳の約8割が国保）ことによる負担の不均衡を是正するため、各保険者が加入者数に応じて費用負担の調整を行う。
- 前期高齢者の加入率が全国平均より低い場合にはその差額を支払い、高い場合にはその差分の交付を受ける。

#### 収入（千円）

科目	予算額
介護保険収入	172,142
雑収入	3
<b>合計</b>	<b>172,145</b>

#### 支出（千円）

科目	予算額
介護納付金	134,026
介護保険料還付金	100
積立金	5,000
一般勘定繰入	4,000
雑支出	4
予備費	29,015
<b>合計</b>	<b>172,145</b>

## ◆予算の基礎数値

\*( )は介護保険の基礎数値

被保険者数	2,620 名	( 1,890 名)
平均標準報酬月額	374,000 円	(406,000 円)
賞与対象被保険者	2,400 名	( 1,330 名)
平均標準賞与額	1,300千円	( 1,504千円)
育児休業見込数	13 名	( 1 名)

## ◆令和4年度の保険料率

(単位は%)

	保険料率	事業主負担	被保険者負担
健康保険料	92.0	51.5	40.5
調整保険料	1.28	0.72	0.56
介護保険料	18.5	10.4	8.1

## 公 告

番 号	公告日	件 名
第636号	R3.9.9	組合規程の一部変更について
第637号	R3.9.9	令和2年度収入支出決算書・事業報告書・財産目録及び決算残金処分の公告



の登録はお済みですか？

MY HEALTH WEBでは、健診結果情報・医療費明細・給付金支給明細・ジェネリック医薬品差額情報・正しく食べて「やせる」レシピ等、様々なお得な情報を閲覧できます。ぜひご活用ください！

右のQRコードを読み取りアクセス→



## 整骨院・接骨院は「病院」ではありません

整骨院・接骨院で治療にあたる人は「柔道整復師」といい、「医師」とは言いません。そのため柔道整復師が患者に行うのは「診療」ではなく「施術」といいます。柔道整復師による施術は医師ではないことから、健康保険の使用に制限があります。「保険適用取扱」と看板を掲げていても、すべての施術が健康保険の対象になるわけではありません。健康保険が使えるのは下記の一部のケースに限られており、あてはまらない場合は、全額自己負担になります。施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けることが大切です。

### 健康保険が使える場合

- ◎ 急性等の外傷性のねんざ・打撲・出血していない肉離れ等
- ◎ 骨折・不全骨折・脱臼  
(応急手当を除き医師の同意が必要)

健保組合では、健康保険証を使って整骨院・接骨院の施術を受けた方に、後日、施術内容や施術経過、負傷原因等の照会をさせていただく場合があります。健保組合から問い合わせがあった場合は、ご回答にご協力ください。

### 健康保険が使えない場合

- ☆ 症状の改善がみられない長期の施術
- ☆ 医師の同意のない骨折・不全骨折・脱臼
- ☆ 工作中や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付)等
- ☆ スポーツなどによる肉体疲労改善のための マッサージ等
- ☆ 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中での施術(保健医療機関からの投薬やシップの処方がある場合も含む)
- ☆ 日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・原因不明の痛みや違和感等
- ☆ 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・腰椎椎間板ヘルニア等)による凝りや痛み
- ☆ 脳疾患後遺症・過去の交通事故等による後遺症・以前負傷した箇所

自己負担の  
支払いと  
なります

## 施 術 を 受 け る と き の 注 意 事 項

1. 負傷原因を正確に伝えてください。
2. 病院での治療(投薬)・他の接骨院等との重複はできません。
3. 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられます。医師の診断を受けてください。
4. 療養費支給申請書は必ず自分で自署(サイン)してください。
5. 領収証は必ずもらいましょう。

### 傷病手当金の支給期間が 通算可されます

令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

\* 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

\* 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)が対象です。

### 他人の行為で病気・けがをした時は 健保に届出を！

交通事故など他人の加害行為が原因でケガや病気になった場合、健康保険で治療を受けることができます。その場合、すみやかに「第三者の行為による傷病届」を提出してください。

#### 第三者行為の例

- ・自動車事故にあったとき
- ・他人の飼い犬やペット等により、けがをしたとき
- ・飲食店等で食中毒にあったとき

業務上あるいは通勤途中に第三者行為が原因で病気やけがをしたときは、労災保険が適用となりますので、事業所担当者にお問い合わせください。



# 被扶養者資格確認調査 実施のお知らせ

**配布時期** 令和 4 年 8 月 予定

**調査対象者** 18歳以上の被扶養者  
**調査内容** 収入状況、現住所確認、同居・別居の確認、別居家族(国内在住の学生を除く)への送金確認

**提出期限** 令和4年9月末日(厳守)

※添付書類については、健保ホームページに掲載予定ですので、あらかじめ内容のご確認をお願い致します。

健康保険組合では、被扶養者認定時に適正な資格審査を行うとともに、毎年「被扶養者資格確認調査」を行っております。令和4年度は左記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

**調査票を提出期限までに提出されない場合  
扶養削除となります。ご注意ください。**



## 扶養調査 提出する前にチェック



### フローチャートを確認

年度で揃えて頂く書類が異なる場合がございます。提出書類の不足が無いよう、必ずフローチャートを確認してから管理にご提出ください。  
フローチャートで疑問や分からない点が生じた場合は健保までお問い合わせください。



### 収入について

健康保険での「収入」は、控除される前(交通費も含める)の金額です。給与明細でいう「総支給額」の金額です。扶養範囲内を超えていないか、今一度チェックしてください。



### 所得証明書に金額が載っている

以前仕事、又はアルバイト辞めたのに所得証明に収入金額が載っている場合は、辞めた年月日がわかる書類(源泉徴収証、退職証明書等)を一緒にご提出ください。備考欄に追記もお願いいたします。



### コピーした書類について

コピーした書類(明細、年金通知はがき等)は、端の方が数字や文字が途切れたり不鮮明な場合は再提出をお願いすることになりますので、ご注意ください。

調査方法をよくご確認ください、書類のご用意をお願いします。

## 令和3年度被扶養者調査票審査の結果報告

被扶養者調査にご協力頂きありがとうございます。令和3年度調査票審査後に削除になった方の内訳は右記のとおりです。1年以上さかのぼって扶養削除する事例がありましたのでご注意ください。

就職	収入増	他健保加入	その他	合計
6	3	1	2	12

## 就職等で、被扶養者でなくなったときは速やかに届出を！

- ①被扶養者が就職したとき
- ②被扶養者の収入が年間130万円以上(60歳以上および障害年金受給者は180万円以上)の見込みになったとき(※)
- ③失業給付などの給付金を日額3,612円以上(60歳以上および障害年金受給者は日額5,000円以上)受給している期間
- ④別居している被扶養者への送金を中止した、もしくは送金額が被扶養者の収入額より少なくなったとき
- ⑤夫婦共同扶養(共働き夫婦それぞれが被保険者)で、配偶者の収入が被保険者の収入を上回るとき

その他 75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行、死亡等

左記の状況になると被扶養者の資格がなくなります。速やかに事業所管理担当者を通じ「健康保険被扶養者異動届(削除)」と保険証をご提出下さい。

(※)年間収入が130万円未満(60歳以上および障害年金受給者は180万円未満)で被保険者の収入の2分の1未満である事が条件となります。収入が扶養範囲を超えた場合、月収が108,334円を超えた月から扶養削除になります。

## 任意継続被保険者の資格喪失事由について

これまで認められていなかった、「任意継続被保険者自らの申し出」により資格を喪失することが出来るようになりました。  
ご自身が申し出て、健保が書類を受理した翌月の1日が喪失日となります。

例:

申し出日 令和4年3月14日  
健保受理日 令和4年3月20日  
資格喪失日 令和4年4月1日